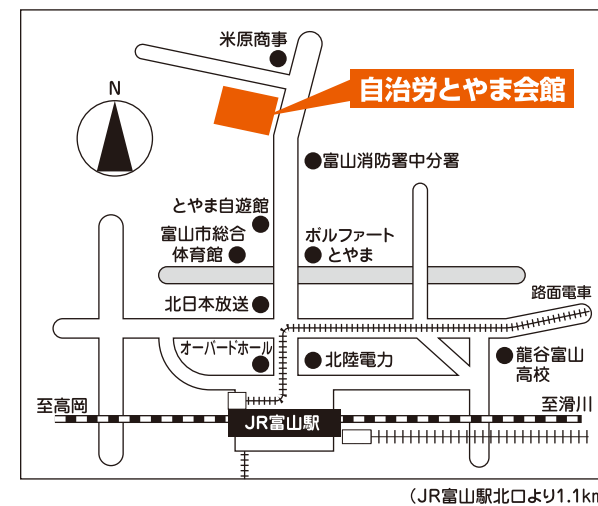




講演
2020年富山県地方財政セミナー
2020年度政府予算と自治体財政について
—2020年度地財計画の概要を中心に—
富山県地方財政セミナー
(公財) 地方自治総合研究所 飛田 博史

報告
**2018年度決算で見る
県内16自治体の財政状況**
公益社団法人富山県地方自治研究センター

開催案内・レポート募集
第38回地方自治研究全国集会の紹介



| 会議室のご案内 | | |
|------------|--------|-----|
| ●3階大会議室 | 定員180人 | 学校式 |
| ●301号室 | 定員 85人 | 学校式 |
| ●302号室 | 定員 80人 | 学校式 |
| ●303号室 | 定員 16人 | 口の字 |
| ●304号室 | 定員 26人 | 口の字 |
| ●305号室 | 定員 22人 | 口の字 |
| ●306号室 | 定員 30人 | 学校式 |
| ●308号室(和室) | 定員 18人 | 座卓 |

| 交通のご案内 | |
|--------|----------------|
| 徒歩 | ／ JR富山駅北口より15分 |
| 地鉄バス | ／ 興人団地行き双葉町下車 |
| 駐車場 | ／ 80台収容(無料) |

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号
TEL(076)441-2200(代)
FAX(076)441-1155(代)
<http://jt-kaikan.org/>





公益社団法人富山県地方自治研究センター理事 澤村 理

少女の叫び、いつか見たSFの世界、大人たちの覚悟

〈視点〉

「気候変動」、「温室効果ガス排出削減」といったキーワードが、普通に飛び交う時代となった。首を傾げざるを得ない事態である。昨年9月に開催された「国連気候アクション・サミット2019」における16歳の少女「グレタ・トゥーンベリ」さんの演説は、いささかヒステリックな印象を受けたが、世界中に強烈なインパクトを与えた。

私は、少年時代に読んだSF短編小説を想起した。環境破壊が進み、化石燃料の使用が全面禁止となり、その結果、人類は自分たち自身が走って出せる最高速度（100mを約10秒・36km/h）以上のスピードを出す乗り物は、生理的に受けつけることができなくなり、一切乗れなくなってしまうというストーリーだった。また、ここ数年、環境破壊によって住めなくなった地球を人類が脱出するというSF映画もよく見かけるようになった。

私たちは、まさに、このようなSFの世界の一步手前のところにいるのではないだろうか？ 現実に、年々夏の暑さは厳しさを増しており、熱中症で亡くなる方は後を絶たない。集中豪雨や南洋から

襲来する台風は強大化し続け、ここ数年、甚大な被害をもたらしている。加えて、ここ富山の平野部では、二年連続でまとまった積雪がなかった。

ブラック労働や低賃金もわかりだが、残念ながら私たち日本人には厳しい環境に対する耐性があるのかもしれない。私自身も夏の暑さに耐性がついてきたのではと思うことがある。そのうち自分たちが「茹でガエル」であることに気づく日が来るのかもしれない。

昨年9月19日、世界の主要機関投資家515機関が、前述のサミットに参加する各国政府に対しCO₂削減目標を引き上げるよう求めるなどの共同宣言を行ったそうである。また、空気中からCO₂を除去するなどの環境テクノロジーが注目されており、新たなビジネス・シーンを喚起する可能性もあるという。

日本のマスコミは、こうした世界的な潮流から目を逸らしがちで詳細には伝えてくれないが、冷静に見極めながら、日本政府はもろんのこと、私たち自身もできることは徹底的に行動していく覚悟が求められているのではないだろうか。

視点

少女の叫び、いつか見たSFの世界、大人たちの覚悟

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事 澤村 理

講演

2020年富山県地方財政セミナー
2020年度政府予算と自治体財政について
—2020年度地財計画の概要を中心に—

公益財団法人地方自治総合研究所研究員 飛田 博史

報告

2018年度決算で見る県内16自治体の財政状況

公益社団法人富山県地方自治研究センター

開催案内・レポート募集

第38回地方自治研究全国集会の紹介

自治研とやま第112号 目次

2020年度政府予算と 自治体財政について

―2020年度地財計画の概要を中心に―



公益財団法人
地方自治総合研究所
研究員
飛田 博史さん

本日は2020年度の政府予算に触れながら、新年度の地方財政計画の概要と要点についてお話したいと思います。

1 2020年度政府予算について

(1) 2019年度補正予算

まず1月30日に成立した総額3兆1,946億円の2019年度補正予算について2点触れておきたいと思います。

◆交付税の減収を補てん

第1に地方交付税の7,349億円の減額補てんです。地方交付税の原資は国税5税の一定割合、つまり所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の法定率分で、国税の当

初見込みに基づいて積算されます。2019年度は所得税、法人税、消費税などでマイナス2兆3,150億円の下振れが見込まれ、この結果、交付税分で7,349億円の減収見通しになりました。このため、2018年度の国税決算剰余金を一部充当した上で、6,496億円を一般会計より補てんすることで当初の総額を確保しました。後ほど2020年度の交付

税総額の財源確保が実質的に厳しいことに触れますが、2019年度も実は厳しかったということです。なお、補てん分については2021年度より10年間にわたり、交付税総額から差し引いて精算するので、後年度の交付税総額にも影響を与えます。

◆15カ月予算のからくりで 防衛費拡張

第2にいわゆる15カ月予算で防衛費の実質的な拡張が図られていることです。15カ月予算とは、前年度の1月から3月の補正予算と翌年度予算を、事実上二体的として編成し、予

算執行を切れ目なくする予算の手法です。それは単年度主義を原則とする政府予算の欠点を補う面がありますが、当初予算では計上しにくい事業を紛れ込ませたり、健全財政に見せたりする隠れ蓑となる手段ともなります。

補正予算の項目には「防災・減災、国土強靱化の強力な推進」や「国民の安全・安心の確保」として4,287億円の防衛省予算が計上されており、新聞報道によれば、このうち3,807億円がアメリカから購入した「兵器ローン」の返済です。このなかにはアメリカの最



新兵器をいわば言い値で購入する「対外有償軍事援助」に基づく債務が半分程度占めており、その累積額は年々増加しています。これらを当初予算に計上すると、新規の事業費を盛り込む枠が狭まってしまいうため、補正予算に逃がしているわけです。

当初予算を健全財政に見せるといえるのは、当初予算で見た目の予算規模を抑制したり、公債発行を補正予算に振ったりすることで当初の借金を少なく装う手法です。ここ2年間は当初予算ベースで100兆円でしたが、2016年度や2018年度も当初と補正の予算をあわせるとすでに100兆円を超えたこともあり、当初予算の規模を抑えて補正で膨らませる手法は常態化しています。

このように補正予算は政策の都合で柔軟に編成されているわけですが、財政法第29条

では補正予算を作成できるケースとして「予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」と書かれており、兵器ローンが「緊要な経費」といえるのか甚だ疑問です。

(2) 2020年度当初予算

◆幼保無償化などで 過去最高水準

2020年度の政府一般会計予算の概要をみてみましょう。

予算規模は102兆6,580億円と前年度を1兆2,009億円上回って過去最高水準となりました。主に昨年10月の消費増税にともなう幼保無償化や高等教育無償化など社会保障や教育費などの充実が寄与しています。また、キャッシュレス・ポイント還元や「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」などの増税にともなう経済対策も1兆7,788億円と予算総額

図表1 2020年度地財計画と地財対策の全体像 (通常収支分 単位:兆円)

| 地財対策 | 歳入 | 歳出 |
|---|--|--|
| ○一般会計交付税加算既往法定分等0.5 | 財源不足 4.5 (2.7%) | 給与関係経費 20.3 (▲0.2%) うち退職手当以外 18.8 (▲0.0%) |
| ○一般会計以外からの交付税加算 交付税特会剰余金0.1 | 地方交付税法定率分 16.8 (3.5%) 国税減額補正▲0.2 交付税特会償還金▲0.5 同特会借入利払い▲0.08 実質的な法定率分 16.0 (3.7%) | 一般行政経費 40.4 (5.1%) うち補助22.7 (5.8%) うち単独14.8 (2.1%) うち、まち・ひと・しごと創生事業費1.0 (前年度同) うち、地域社会再生事業費 0.4 (皆増) |
| ○地方債増発 財源対策債0.77 (▲2.5%) 臨時財政対策債3.1 (▲3.6%) | 地方債 (臨時財政対策債等除く通常債) 5.4 (▲0.2%) | 投資的経費 12.8 (▲2.0%) 直轄・補助6.6 (▲3.7%) 単独事業6.1 (前年度同) うち緊急自然災害防止対策事業費0.3 (前年度同) |
| | 地方税40.9 (1.9%) 地方譲与税2.6 (▲3.8%) | 維持補修費1.4 (7.5%) うち、緊急浚渫推進事業費0.1 (皆増) |
| | 地方特例交付金0.2 (▲53.8%) | 公債費11.7 (▲1.8%) |
| | 国庫支出金15.2 (3.4%) | その他4.2 (▲8.7%) うち、水準超経費1.7 (▲17.2%) |
| | その他 5.9 (▲0.7%) | |
| | 地財計画規模 90.7兆円 (1.3%) | |

* (図中の数字は兆円。カッコ内は前年度増減率、▲はマイナス)
* 四捨五入の関係で積み上げが合計と一致しない箇所あり

○一般財源総額
63.4兆円 (1.2%)
(水準超経費除き)
61.8兆円 (1.8%)
○地方交付税総額
16.6兆円 (2.5%)
(臨財債含む実質額)
19.7兆円 (1.5%)
○地方債合計9.3兆円 (▲1.6%)

2 2020年度の地方財政計画の概要

◆過去最高の地財計画・一般財源総額等の規模

さて、本論となる新年度の地財計画についてみていきます。

図表1は地財計画と地財対策の全体像を通常収支分についてまとめたものです。

地財規模は90.7兆円と8年連続で増加し、過去最高水準です。

財源保障の肝となる一般財源総額は63.4兆円と11年連続で増加。不交付団体の水準超経費を除く実質的な一般財源も61.8兆円で、いずれも過去

を押し上げています。

一般会計から繰り入れる地方交付税交付金等は、交付税原資の国税4税の減収見通しで前年度を下回っています。これについては後ほど説明します。

一方、歳入は税収が63兆5、130億円と前年度を1兆180億円上回っていますが、ほ

ば消費増税によるものです。

国の借金である公債金は特別公債の発行を抑制したこと、総額では1,043億円減少しており、健全財政に見えますが、先ほど述べたように補正予算で公債発行が増える傾向にあり、当てにはなりません。

◆過去最高の地財計画・一般財源総額等の規模

最高水準です。今回は一般財源総額の伸び率が特徴的で、総額が1.2%であるのに対し、水準超経費を除くと1.8%と

後者が上回っており、交付団体の一般財源の充実が図られたとみることができます。これには後に触れる偏在是正効果が効いています。

地方交付税総額は16.6兆円と2年連続で伸びており、臨時財政対策債(以下「臨財債」と呼ぶ)を含めた実質額でも1.5%のプラスの伸びで

◆歳出の注目点 新規に地域社会再生事業費

地財計画の規模を決定している歳出では、特に一般行政経

費の充実と維持補修費における別枠の経費計上が目立ちます。

社会保障関係費などのソフト部門の経費を計上する一般行

す。通常、地方税が伸びると財源不足が縮小するため交付税総額は減少する傾向がありますが、社会保障経費などの増加や偏在是正効果による経費の上積みなどで財源保障枠を大きく伸ばした結果です。

◆財源不足は拡大

ただし、財源不足は4.5兆円と3年ぶりに増加しています。これは交付税原資となる国税の見込みが厳しかったことによるものです。一般会計から繰り入れられる地方法人税以外の国税4税は、総額で15.1兆円と前年度を0.2兆円下回っています。つまり、地財計画は拡大したものの、主な交付税原資の伸びは厳しかったということ。ただし、残りの交付税特別会計に直接繰り入れる地方法人税が消費増税にともない税率を引き上げ1.5兆円確保したこと、財源不足の拡大は小幅に抑えることができたわけです。

これに対する地財対策は図

表1左側の通りです。一般会計からの交付税加算は「既往法定分」0.5兆円で、過去の国の経済対策や税制改正にともなう地方の負担や減収を法律に基づいて補てんする分です。一般会計以外からの加算は交付税特別会計剰余金が0.1兆円。これは交付税特別会計借入金金の償還利払いの予算剰余金で、定番となっている財源対策です。そのほか地方債の増発では建設地方債の起債充当率の上乗せ分である財源対策債が0.77兆円、臨財債が3.1兆円です。

一昨年末までは総務と財務両省の取り決めにより財源不足を国と地方で折半する「折半ルール」が適用され、地方側は臨財債の新規発行によりこれに対応していましたが、財源不足が縮小していることから2020年度も昨年を引き続き折半ルールが解消されています。

政経費は40.4兆円で、このうち補助事業は22.7兆円で、社会保障関係費の自然増や消費増税にともなう幼保無償化や高等教育無償化などで大きく伸びています。

また単独事業については、会計年度任用職員制度の導入や従来別枠であった重点課題対応分の移行で、14.8兆円と前年度を2.1%上回っています。このほか、単独事業の別枠計上

3 歳出の詳細

(1) 会計年度任用職員の導入

◆期末手当の支給など 処遇改善

2017年5月に公布された改正地方公務員法・地方自治法にもとづき、今年4月より会計年度任用職員制度が導入され、臨時・非常勤職員の大半がこの制度の職員となりま

である「まち・ひと・しごと創生事業費」は同額、新規経費として「地域社会再生事業費」0.4兆円が計上されました。また、これまであまり注目されてこなかった維持補修費に緊急浚渫推進事業費が新たに計上されたことも2020年度の特徴です。

これらを中心に詳しくみていきます。

す。これによりパートタイム職員に対する期末手当の支給などの処遇改善が講じられます。

総務省は昨年前半から、制度導入にともなう必要経費について実態調査を通じて地財計画に反映させると明言しており、今回、初年度の期末手当1.7カ月分を前提として計上される金額や計上項目の扱いが注目されました。

図表2 令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要) (資料) 厚労省令和2年度予算資料

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位: 億円)

| 事項 | 事業内容 | 令和2年度 予算案 | | (参考) 令和元年度 予算額 |
|-------------|---|--------------|-------|----------------------|
| | | 国分 | 地方分 | |
| 待機児童の解消 | ・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。(注2) ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 | 722 | 358 | 536 |
| 幼児教育・保育の無償化 | ・3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳~2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。(注3) | 8,858 | 3,410 | 3,882 |
| 高等教育の無償化 | ・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。(注5) | 5,274 | 4,882 | - |
| 介護人材の処遇改善 | ・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。(注6) | 1,003 | 506 | 421 |
| 合計 | | 15,857 | 9,156 | 4,839 |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。
 (注3) 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。
 (注4) 幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。
 (注5) 「高等教育の無償化」については全額内閣府に計上。
 (注6) 障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。
 (注7) 「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育の無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。



その結果、一般行政経費の単独事業で1,690億円、病院などの公営企業への繰出金を通じた人件費分で48億円、計1,738億円となりました。

地財計画の資料には「期末手当の支給等」となっており、期末手当だけでなく、たとえばフルタイム職員の諸手当などが含まれている可能性もあります。

ですが、その内訳は明らかではなく、実態調査がどのように反映されたかわかりません。

地方六団体などは財源確保に関して評価していますが、この間の新聞報道では期末手当の支給と引き換えに月額報酬を引き下げる自治体が散見され、財源保障に対して懐疑的な現場の状況も垣間見られます。

◆給料の削減は不適切

ただし、高市総務大臣の国会答弁などでは「財政上の制約のみを理由に、新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬を削減することは適切ではございません」という見解を示しており、自治体側の新制度に対する姿勢にも大いに問題がありそうです。

地財計画への経費計上を巡っては、実態調査を通じた実数をもとに財務省との折衝に臨みたい総務省側と国の具体的な財源保障の方針が見えず

に、制度に基づく処遇を決めかねた自治体側が見合ってしまったことが、この経費水準になってしまったと考えることもできます。

総務省は2021年度に期末手当の満額支給、つまり2・6カ月分となることを見据えて、2021年度の地財計画へ向けた実態調査を2020年度も行う予定です。自治体関係者の皆さんは、昨年のような現場対応が生じないよう、会計年度任用職員の処遇を確立する取り組みをすべきだと思います。

なお、同経費の地方交付税における算定方法は現時点で決まっていませんが、社会保障や保健衛生など分野ごとの職員は、基準財政需要額の個別項目の単位費用の引き上げ、その他は包括算定経費の単位費用の引き上げで対応する見込みです。

(2) 幼保無償化の平年度化

2020年度の消費増税の平年度化にともない、幼保無償化の平年度化分の経費が地財計画に計上されました。

幼保無償化は、安倍内閣が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」の一環として、消費増税分の使途を見直して打ち出した政策で、3から5歳児については所得制限なし、0から2歳児については低所得者が対象となっています。

にわか作りの政策ゆえに、政府が後出して地方負担を求めた結果、地方からの反発を受け、最終的に全額自治体負担の公立保育所を除き、幼稚園、保育園、認定こども園、その他認可外保育所等の無償化分2分の1を都道府県、市町村で負担することになりました。

2019年度の半年分は全額国費負担となったため、地

財計画でも地方負担分は計上されませんでした。2020年度からは地方負担分が地財計画に計上されます。

図表2は2020年度の新しい経済政策パッケージの概要です。

幼保無償化の予算総額は8,858億円。地方負担は5,448億円となっています。この金額は前年度に国が肩代わりした地方負担分2,349億円の2倍以上となっており、昨年末に無償化予算が不足したことを踏まえて経費を充実させたとみられます。

なお、地方交付税では社会福祉費において算定され、認可、認可外にかかわらず入所の実態に即した算定内容となる予定です。

(3) 地域社会再生事業費

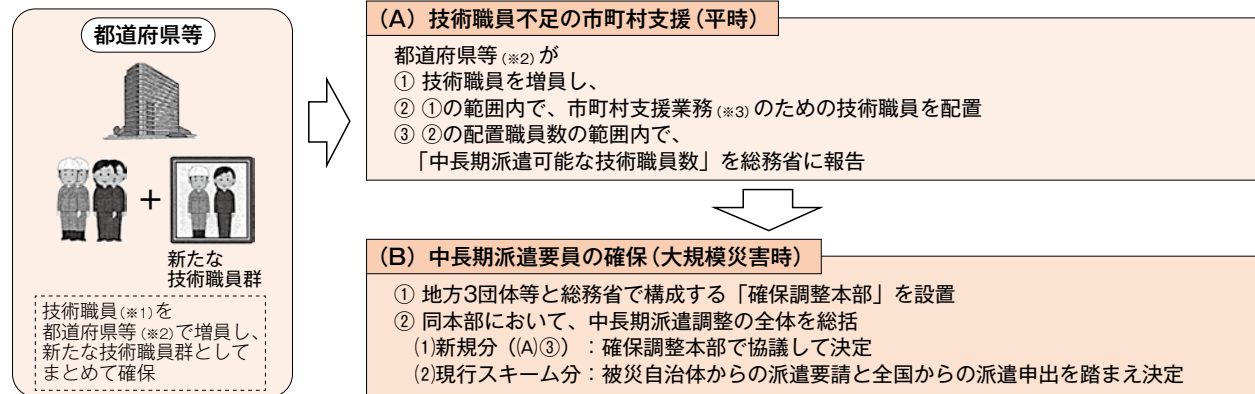
◆地域社会の持続可能性を確保

一般行政経費単独事業の別

図表3-2 技術職員の充実等(市町村支援・中長期派遣体制の強化) (資料) 2020年度地財計画資料より抜粋

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声強いものの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



※1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師
 ※2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む
 ※3 市町村の公共施設管理等に対する支援、災害査定・復旧事業等に対する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数(A)③に係る人件費について、普通交付税措置(「地域社会再生事業費(仮称)」において、報告数に応じて算定)

※市町村分については特別交付税措置

な罹災証明書の発行が技術職員などの人員不足で滞る事態となりました。こうしたなかで、都道府県等が市町村支援の技術職員の増員を行った際に、職員人件費を財源措置することになりました。通常時は都道府県内の市町村支援技術職員として従事し、大規模災害時には被災地に派遣する中長期派遣職員としての役割を果たします。派遣先については、地方3団体と総務省で構成する「確保調整本部」で決定されます。財源措置の対象は、中長期派遣職員として総務省へ報告した分の人件費で、普通交付税では地域社会再生事業費のなかで算定されます。なお市町村間での同様の支援員については特別交付税で補てんされる予定です。こうした確保調整本部を通じた中長期派遣職員の派遣は、既存の災害対策基本法に基づ

く相互支援のスキームを補完するかたちとなり、他の自治体間相互支援などとあわせてどの程度機能するのかわからない程度ですが、市町村支援技術職員の仕組みを都道府県の標準的行政として普通交付税の算定対象としたことは、一定の評価ができると思います。

(4) 森林環境譲与税

◆森林環境譲与税の仕組み

2019年4月に森林経営管理法が施行され、市町村を主体とする私有林人工林の管理が制度化されたのにあわせて、その財源として国税の森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は都道府県・市町村の均等割に上乗せするかたちで1,000円を課税するもので、譲与税は初年度の段階で都道府県に2割、市町村に8割。譲与基準は私有林人工林面積5割、人口3割、林

図表3-1 地域社会再生事業費(仮称)の創設 (資料) 2020年度地財計画資料より抜粋

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費(仮称)」(4,200億円)を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費(仮称)」を創設し、地域社会の維持・再生に必要な取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費(仮称) 4,200億円程度 (うち、道府県分 2,100億円程度 / うち、市町村分 2,100億円程度)

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

| | |
|--|---|
| <p>①人口構造の変化に応じた指標</p> <p>人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応(算定に用いる指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率 ・年少人口比率 ・高齢者人口比率 ・生産年齢人口減少率 <p>全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し</p> | <p>②人口集積の割合に応じた指標</p> <p>人口集積の割合が低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応(算定に用いる指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非人口集中地区(人口密度4,000人未満)の人口を基本とした指標 [特に人口密度の低い地域の人口を割増し] <p>人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し</p> |
|--|---|

※上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村支援及び中長期派遣体制の強化)に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

枠として新たに地域社会再生事業費4,200億円が計上され、地方交付税の算定においても同名の項目が新設され、金額が算定されます。図表3-1はその概要です。創設の目的として「地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる『地域社会の持続可能性』を確保するため」と書かれています。この内容から3つの特徴があげられます。

第1に道府県への交付税配分に配慮した点です。現在、地方創生関連で約1兆円が算定されていますが、そのウエイトは市町村に置かれていて、道府県への交付税配分は手薄でした。これに対し新設の項目は道府県、市町村それぞれ2,100億円と同額が算定されており、道府県への配慮がみられます。

◆条件不利地域に手厚く

第2に条件不利地域に手厚

い算定となっている点です。基準財政需要額を算定する際の補正係数に①人口構造の変化に応じた指標、②人口集積の割合に応じた指標が用いられ、いずれも過疎地域や島しょ部などの条件不利地域で割増度が大きくなります。先ほどの地方創生の算定では、人口や就業者数などの増加など地方創生の成果に応じた算定が重視される傾向にありますが、これは逆のベクトルとなっています。

◆県が市町村支援の技術職員確保

第3に都道府県による市町村支援技術職員の配置に対する財源措置が盛り込まれている点です。これについては図表3-2をご覧ください。

3-2をご覧ください。

近年、自然災害が頻発するなかで、災害復旧の際の技術職員不足が問題となっており、県内で多くの家屋が被害を受けましたが、その復旧に必要な



動準備金というのは前身となる地方公営金融公庫の債権を引き継いだ際の金利変動準備金です。この準備金は国の判断で不要額を国庫へ戻すことができるため、今回、2,300億円を譲与税の財源として活用するこ

とになったわけでは、借入償還がなくなるため、2024年度から満額譲与と大幅にスケジューリングが繰り上げられました。そして2020年度の譲与額も400億円と倍増するため、

業就業者数2割となっており、人口割が入っていることから、必ずしも私有林人工林をもたない都市部にも配分されることになり、市町村でもっとも多く配分されるのは横浜市で、1億円を超える金額となります。

森林環境税の法律の目的をみると「森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する財源に充てるため」と書かれており、課税の目的と譲与基準にはいささか無理があるように思います。

◆森林整備が喫緊の課題
譲与税前倒し増額

図表4は譲与税の配分スケジュールを表したもので、上の図は2019年度段階、下の図は2020年度の見直しの状況です。

譲与税の総額は最終的に600億円となりますが、国税森林環境税の課税は2024年度から始まるので、2019年度段階では、その間の財源を交付税および譲与税特別会計の借入金で確保する異例の対応となりました。2019年度から2023年度までは借入金に頼るため200億円から300億円となり、増税が平年度化する2025年度以降はそれまでの借入償還を並行して行うため、400億円にとどまり、満額となるのは償還が終了する2033年度以降と長期間を要する見通しでした。

ところが資料にも書かれているように、災害の頻発により森林整備が喫緊の課題であることから、譲与税を前倒しして森林整備を促進するために、急ぎよ地方公共団体金融機構の金利変動準備金を当面の財源として活用することになりました。この金融機構は全自治体出資の資金調達機関で、金利変

各自自治体とも譲与税は現在の倍額が見込まれます。なお、都道府県と市町村の配分比率も、2024年度には1対9と段階的に見直されていきます。

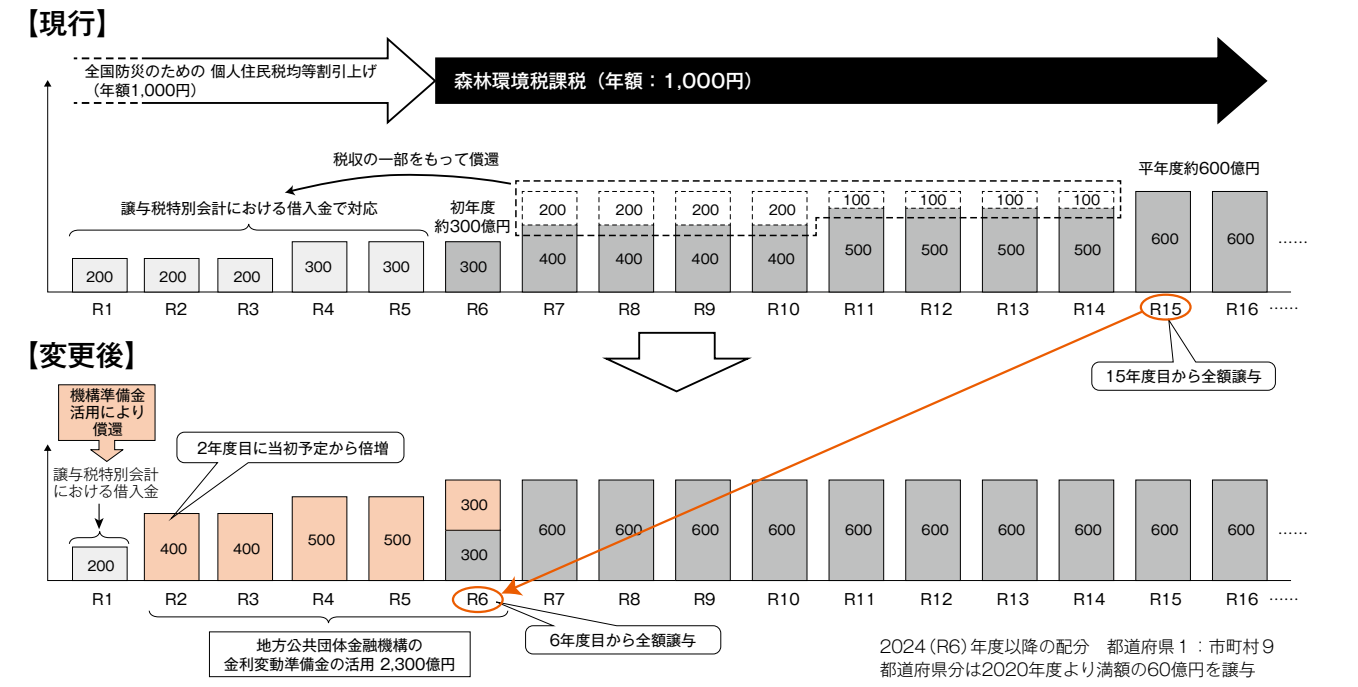
◆都市部へ厚い税配分の矛盾
自治体にとっては額が増えることは喜ばしいことかもしれませんが、譲与基準の見直しはあく都市部の配分が倍増するだけであり、先ほどの災害対応のための繰り上げ譲与の目的と矛盾しています。

本来であれば、あわせて譲与基準の見直しが行われるべきでしょう。このほか使途についても森林整備担当の正規職員の人件費には充てられないといった国の解釈の変更もないため、今回の見直しには多くの課題が残されています。

ちなみに県内市町村の譲与税配分を推計してみたところ、最高額は富山市の3,185億円、次いで南砺市の1,712億円、最少額は舟橋村の11万

図表4 森林環境譲与税の増額 (資料) 2020年度地財計画資料より抜粋

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しして増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）



◆地財計画での対応
地財計画での扱いは、地財計画の歳入側に400億円が計上され、歳出側でも同額が一般行政経費の単独分に計上されます。

2019年度は「重点課題対応分」という別枠の内数として200億円が計上されていましたが、今回はこの項目が一般行政経費の通常単独分に統合されます。譲与税見合いの経費しか地財計画の歳出に計上されないということは、先ほど述べた正規職員の人件費は財源保障の対象外ということになります。事業の目的からすれば譲与税を超えた経費を算入する必要があります。

2024 (R6) 年度以降の配分 都道府県1:市町村9
都道府県分は2020年度より満額の60億円を譲与

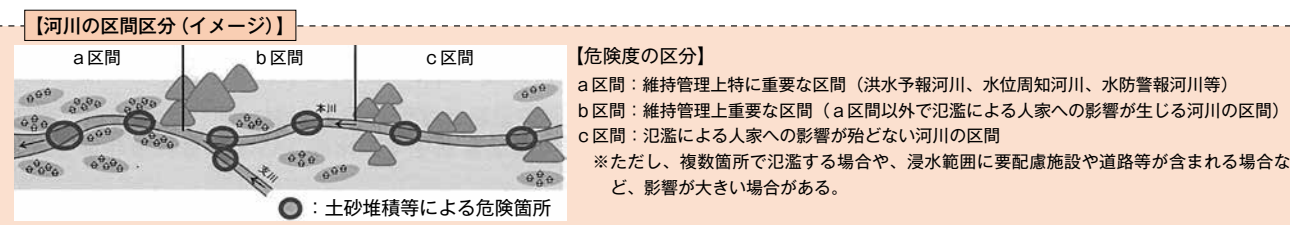
図表5 緊急浚渫推進事業費（仮称）の創設

（資料）2020年度地財計画資料より抜粋

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

- 1. 対象事業**
各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫
※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け
- 2. 事業年度**
令和2～6年度（5年間）
- 3. 地方財政措置**
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

- 4. 事業費**
900億円（令和2年度）
※令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円
＜参考＞ 河川の浚渫の例
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施



(5) 台風被害により
緊急浚渫推進事業費の
創設

地財計画における維持補修費は比較的注目度の低い項目ですが、近年、公共施設の維持補修が課題となるなかで、額としては微増してきました。そうしたなかで2020年度は台風19号による河川の氾濫などが甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、その対策として河川やダムなどの浚渫に要する経費を別枠で計上することになりました。

河川等の浚渫は防災対策として極めて重要でありながら、国の補助金などが手薄で起債もできないため、自治体にとってはお金がかかり進捗が悪い事業でした。今回、2020年度から2024年度までの期限付きながら、事業費の全額を地方債で充当可能となり、その元利償還の7割を交付税

で補てんする制度が創設されました。5年間の総事業費は4,900億円で、2020年度は900億円が維持補修費に計上されます。

事業の概要は図表5の通りです。国交省などの所管省が河川やダムなどについて浚渫の優先順位の基準を示し、これに基づいて自治体が事業の箇所付けをすることになります。現時点では緊急的な対策ですが、浚渫自体は経常的な維持補修の事業であることから、期限を超えて維持補修費に計上されるべき内容といえるでしょう。

(6) その他のポイント

◆給与関係経費

計画人員、一般職は増

地方公務員の人件費などの財源保障となる給与関係経費は203兆円、退職手当を除くと188兆円でほぼ前年度並みとなっています。退職手当を除

く実質額の中期的な動向をみると2010年代半ばまでは減少傾向にありましたが、近年は比較的安定的に推移しています。しかも、積算の前提となる地財計画上の職員数、「計画人員」と呼んでいるものですが、これも増加に転じています。

2020年度も教育公務員を除けば一般職員、警察官、消防職員でいずれも増加しています。一般職員については2019年度より児童福祉司等の増員が図られたことも寄与していますが、それ以外も増加しており、地方公務員削減の人員削減の動向は近年解消したといえます。一方で給与関係経費の額は増加していませんが、要因の一つとして職員の若返りによる経費抑制効果が考えられます。

いずれにしても、財源保障上は職員数を抑制していないわけですから、各自治体にお

◆地方創生枠の算定見直し
条件不利地域に配慮

政府の地方創生を受けて、2015年度より地財計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が臨時枠で計上されています。この1兆円は交付税では「地域の元気創造事業費」3,900億円、「人口減少等特別対策事業費」6,000億円で算定されています。これらの算定には人口増減率や出生率、若年就業者数や製造品出荷額などで全国平均を上回る成果を上げた場合の割り増し補正があり、2017年度から3年間にわたりそれぞれ総額1,000億円程度を他の補正指標から成果指標へシフトさせてきました。

政府は2020年度以降も5年間にわたり第2期の地方創生を推進することとしたため、

2020年度の地財計画でも引き続き1兆円が計上されています。これにともない、成果指標による割り増し補正についても5年間かけて総額1,000億円ずつ拡大する予定で、指標についても第2期の地方創生を踏まえて見直す予定です。

こうした算定は成果が表れやすい都市部の自治体にとって有利であるため、町村などで条件不利地域の交付税算定に配慮して別の割り増し補正が講じられています。そもそも地方交付税における補正係数は、各自治体の必要経費を算定する際の社会的格差を補正することが目的であり、政府が設定した成果に応じた交付税算定というのは制度の趣旨にはあわず見直すべきです。

◆地域医療の確保—公立病院の機能維持に財政措置

昨春秋に厚労省が公立病院の再編リストを公表し、その後自治体側から猛反発を受けた

ことは記憶に新しいところで、条件不利地域を中心に公立病院の経営改善が課題であることは確かですが、同時に地域医療の拠点として不採算であっても継続しなければならぬ役割もあり、安易な再編議論もくみしがたいところです。

不採算地区の公立病院については、一定の病床規模以上で1床あたりの単価に基づき特別交付税が講じられています。が、今回、不採算地区の100床以上500床未満の許可病床を有し、かつ中核的な公立病院について、その機能を維持するための必要な経費、たとえば医師の確保や災害拠点としての機能維持などについて特別交付税の財政措置が講じられます。

このほか、不採算地区で周産期医療・小児医療等を担う公立病院についても特別交付税措置が拡充されます。もちろん、「中核的」な病院に限定



引き下げといえます。
 なお、市町村の減収補てんに配慮して、2020年度より都道府県の事業税の一部を市町村に交付する「法人事業税交付金」が創設されます。
 いずれにしても税収の格差は地方交付税で是正することが地方財政制度の基本であり、安易に地方税を国税化し、再配分する手法は自治体の課税権縮小の面から問題があります。

おわりに

◆自治体を支える財政措置も

2020年度の地財計画の内容は、内閣の政策よりもむしろ地方側が求めてきた経費を反映したものが多く見られました。その点では「まち・ひと・しごと創生事業費」のよいうないわば官邸枠に対して、「地域社会再生事業費」や「緊急浸透推進事業費」のような

総務省枠を充実させる構図としてとらえることができます。その点では不採算地区の公立病院の財政措置も厚労省対総務省の同様の構図といえそうです。
 総務省関係者によれば、こうした財政措置を講じた意図について、人口減少社会の将来像を見据えた政策議論が多いなかで、窮状に陥った自治体の現状を支える財政措置を盛り込んだと説明しています。
◆官邸主導から地方主導の政策に
 ただ、私としては、今回の新たな経費はポスト地方創生へ向けた新たな経費の「芽だし」として期待したいところです。
 地財計画に計上された1兆円の地方創生枠は、政府の地方創生が終了すればいずれ項目としての根拠を失います。で

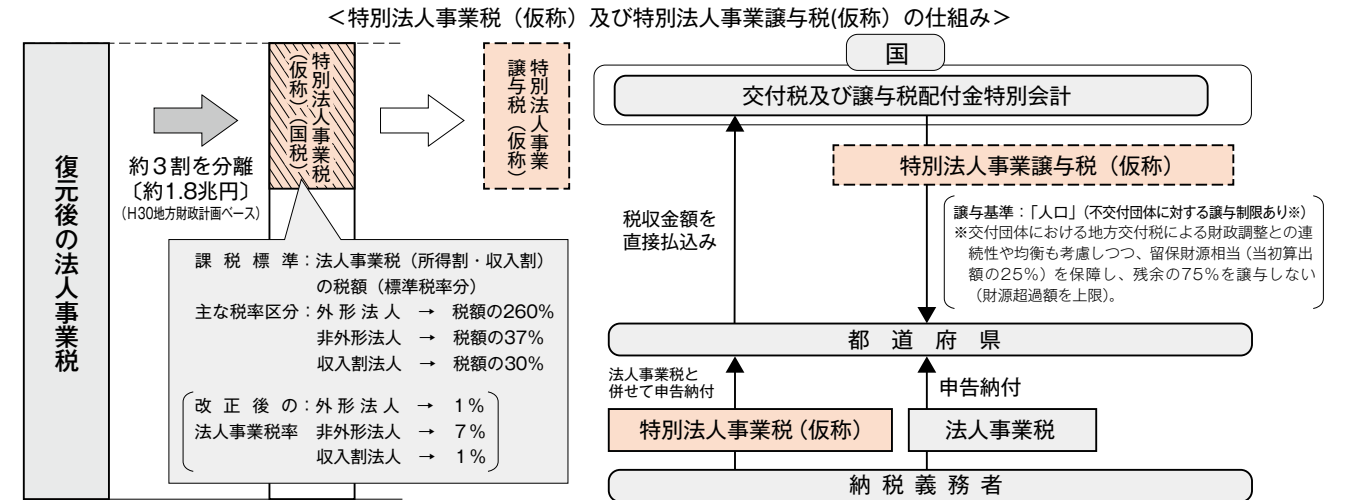
は1兆円の規模はなくなってもよいのかといえ、明らかに現状の一般財源総額は通常の地方行政を支える水準として過大とはいえません。
 むしろ少子化・高齢化、貧困、空き家問題、施設の老朽化、公共交通の確保など今後自治体を取り組むべき政策は山積しており、今後も一般財源総額の水準を確保していくことは必要です。
 地方創生枠に代わり、地財計画に十分織り込まれていない必要経費を一般行政経費や維持補修費を中心に反映させ、地財計画を官邸主導から地方主導の姿に変えていくことが、地方自治にかなった財源保障といえるのではないのでしょうか。
 国の財政措置ありきの自治体政策に埋没することなく、住民にとって必要な政策に取り組み自治体の姿勢が今後問われていくように思います。

しており、すべてを対象としているわけではありませんが、厚労省の採算重視の政策とは対照的な政策といえます。
◆偏在是正効果はより高く
 近年、自治体間の税収の格差是正が課題となっており、特に偏在度の高い事業税や法人住民税の是正が国によって行われています。2020年度は事業税の新たな偏在是正として特別法人事業税・譲与税が創設されました。図表6はその仕組みです。
 新たな制度は事業税の約3分の1程度、約1.8兆円を国税に振り替え、譲与税として人口を基準に再配分するもので、道府県の多くは事業税の減少よりも譲与税の増加が上回る見通しです。これは前年度までの地方法人特別税・譲与税を継承する制度ですが、旧制度の譲与基準が人口と従業員数であったのに対し、新制度は人口のみとなり、なおかつ

東京都への譲与制限が加わりますので、偏在是正効果はより高くなります。
◆自治体の課税権から問題も
 このほかの偏在是正措置として拡充するのが地方法人税です。交付税原資の一つである地方法人税は、都道府県、市町村の法人住民税法人税割の一部を国税化したものであり、2014年度に創設されました。2020年度は消費増税にあわせて、法人住民税法人税割の税率を引き上げる一方で地方法人税の税率を引き上げ、冒頭で述べたように交付税原資の財源を拡充しました。
 これにより法人住民税法人税割の税率は都道府県で1%、市町村で6.0%まで引き下げられ、法人に対する地方の課税は大幅に縮小したことになります。特に不交付団体にとってはもっぱら税収が減収するだけであり、偏在是正とはいえないかなり強引ともいえる税率

図表6 地方法人課税における新たな偏在是正措置（案） (資料) 総務省自治財政局資料

○地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。



＜その他関連する事項＞
 ○都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
 ○経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
 ○平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税（仮称）の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
 ※新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

2018年度決算で見る 県内16自治体の財政状況

公益社団法人富山県地方自治研究センター

求められる継続的な自治体の財政分析

ここ数年、県内の自治体で「財政難」を理由として公共施設の統廃合や公共料金の値上げなど踏み切り、住民・福祉サービスの切り捨てや負担増となっている事態が見受けら

自治体職員が加入する労働組合の「自治労」は、賃金・労働条件と住民福祉・サービスのメ

| 財政調整基金残高 | 人口一人当たり | 人口千人当たり職員数 | ラスパイレース指数 | | |
|----------|---------|------------|-----------|-------|-------|
| | | | 円 | 人 | 指数 |
| 2018 | 2017 | 2017 | 2019 | 2018 | 2017 |
| 2,580 | 2,396 | 13.31 | 99.2 | 99.2 | 98.6 |
| 19,827 | 16,199 | 6.93 | 100.4 | 100.8 | 100.9 |
| 3,319 | 2,025 | 7.20 | 98.4 | 99.1 | 101.9 |
| 42,333 | 35,561 | 7.01 | 95.6 | 95.2 | 94.6 |
| 6,156 | 6,125 | 6.99 | 95.6 | 97.8 | 98.0 |
| 57,725 | 56,987 | 7.42 | 98.0 | 97.3 | 96.9 |
| 70,646 | 69,299 | 5.22 | 98.5 | 99.3 | 99.1 |
| 37,299 | 37,028 | 8.09 | 98.9 | 99.0 | 98.8 |
| 55,792 | 55,506 | 7.72 | 97.8 | 98.4 | 98.0 |
| 19,970 | 26,406 | 7.52 | 93.1 | 92.8 | 93.4 |
| 68,154 | 59,474 | 10.65 | 96.5 | 96.2 | 95.2 |
| 61,729 | 60,953 | 6.82 | 95.3 | 93.6 | 94.7 |
| 38,958 | 38,534 | 8.50 | 97.7 | 98.3 | 98.1 |
| 65,388 | 64,489 | 9.41 | 94.4 | 96.3 | 95.9 |
| 137,824 | 177,640 | 13.19 | 95.1 | 94.4 | 94.4 |
| 204,604 | 234,987 | 8.49 | 90.5 | 89.6 | 90.6 |

ダルの表裏であるという考えのもと、良質な市民サービスを提供していくために、そこで働く者の処遇を向上させる運動を続けてきました。近年、こうした運動に壁のように立ちはだかっているのが、自治体の「財政難」です。

住民・福祉サービスはもちろんのこと、自治体労働者の賃金・労働条件の切り下げに

も直結する事態に機敏に対処していくためにも、継続的に財政状況をチェックすることが求められています。

総務省は、毎年、自治体財政の決算統計を行っています。出納閉鎖後の7月に地方財政状況調査表を集約しますが、その後、各自治体議会の決算承認を経て、調査表の要約版、いわゆる決算カードは当該事業年度の翌々年度に公表されます。よって本稿執筆時点では、決算カードは2017年度のものまでが公表されています。

2018年度の数値は、各議会における承認こそ済んでいると思われませんが、いまだ速報値という扱いです。

ここでは、そこまで明らかになっ

自治体の主な財政指標の比較を行ってみたいと思います。

表1 分析総括表

| 自治体 | 比較項目 | 人口 | 普通会計歳出総額 | | 財政力指数 | | 経常収支比率 | | 人口一人当たり人件費・物件費等決算額 | 将来負担比率 | | 実質公債費比率 | |
|------|------|-----------|----------|---------|-------|------|--------|------|--------------------|--------|-------|---------|------|
| | | | 百万円 | | % | | % | | | % | | | |
| | | | 単位 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 |
| 富山県 | | 1,063,293 | 482,136 | 476,866 | 0.48 | 0.48 | 96.2 | 96.2 | 138,539 | 252.3 | 254.9 | 13.2 | 13.2 |
| 富山市 | | 417,234 | 162,482 | 160,865 | 0.83 | 0.82 | 89.5 | 92.2 | 108,076 | 118.9 | 115.3 | 9.6 | 11.6 |
| 高岡市 | | 171,984 | 66,671 | 72,107 | 0.75 | 0.75 | 87.4 | 93.7 | 109,012 | 172.3 | 180.3 | 14.7 | 16.2 |
| 射水市 | | 93,084 | 40,237 | 39,775 | 0.64 | 0.64 | 85.9 | 87.0 | 123,860 | 90.2 | 98.5 | 9.8 | 10.3 |
| 魚津市 | | 42,132 | 18,327 | 17,802 | 0.69 | 0.68 | 91.1 | 94.7 | 125,235 | 126.1 | 115.6 | 13.3 | 13.1 |
| 氷見市 | | 47,535 | 20,942 | 20,687 | 0.46 | 0.45 | 89.6 | 88.0 | 121,141 | 65.9 | 83.3 | 11.2 | 11.1 |
| 滑川市 | | 33,285 | 12,371 | 12,406 | 0.76 | 0.74 | 85.1 | 88.8 | 103,319 | 7.9 | 26.8 | 8.6 | 9.3 |
| 黒部市 | | 41,420 | 20,805 | 20,919 | 0.69 | 0.69 | 86.1 | 85.7 | 128,803 | 111.4 | 111.6 | 11.3 | 12.0 |
| 砺波市 | | 48,597 | 20,696 | 20,557 | 0.59 | 0.58 | 84.9 | 85.1 | 125,549 | 46.5 | 44.5 | 11.9 | 11.4 |
| 小矢部市 | | 30,143 | 16,792 | 14,949 | 0.60 | 0.59 | 88.0 | 87.3 | 141,501 | 174.4 | 165.2 | 15.1 | 15.1 |
| 南砺市 | | 51,056 | 33,506 | 38,319 | 0.36 | 0.36 | 86.7 | 87.9 | 182,475 | - | - | 3.7 | 3.9 |
| 上市町 | | 20,712 | 9,805 | 9,393 | 0.46 | 0.47 | 83.1 | 87.0 | 130,277 | 110.4 | 118.6 | 15.6 | 15.1 |
| 立山町 | | 26,058 | 11,940 | 12,214 | 0.47 | 0.46 | 87.0 | 88.7 | 131,770 | 124.3 | 145.2 | 13.7 | 14.4 |
| 入善町 | | 24,860 | 11,345 | 11,948 | 0.55 | 0.55 | 85.5 | 83.4 | 126,499 | 33.6 | 36.1 | 13.1 | 11.7 |
| 朝日町 | | 12,065 | 9,858 | 10,047 | 0.38 | 0.36 | 94.9 | 94.5 | 192,088 | 33.9 | - | 12.8 | 10.9 |
| 舟橋村 | | 3,128 | 1,721 | 1,953 | 0.36 | 0.35 | 92.0 | 91.3 | 218,985 | 116.5 | 108.3 | 10.8 | 10.5 |

※人口一人当たり人件費・物件費等決算額及び人口千人当たり職員数については、2018年度の決算カードが未公表のため記載していない。
また、ラスパイレース指数については、毎年4月1日現在の数値が別途公表されており、参考値として2019年のものも記載した。

※◎の項目は2018年度決算の速報値が公表されている項目、○の項目は2017年度の決算カードのみに公表されている項目です。

◎人口

2018年1月1日現在の住民基本台帳による富山県全体の人口は1,069,512人ですが、1年後の2019年1月1日現在の人口は1,063,293人であり、全体で6,219人の減少となっています。

◎普通会計歳出総額

個々の地方公共団体ごとに各会計範囲は異なるため、団体相互間の財政比較を可能とする観点から、一般会計に介護保険事業、公共用地先行取得などの一部の特別会計を加えたものが普通会計です。なお、普通会計の他に特定の歳入を

もって歳入にあてる公営企業会計等があります。その年度内にどのような事業を行うかで大きく左右されますが、2018年度の富山県の歳出総額は482,135,675千円、市町村で最多は富山市の162,482,080千円で、最少は舟橋村の1,721,020千円となっています。

◎財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額(注1)を基準財政需要額(注2)で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。2018年度で県内自治体においては0.83から0.36の間でばらついており、前年度比で大きな変動がある自治体はありません。

◎経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源(注3)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。2018年度で県内自治体においては最高で96.2、最低で83.1となっており、前年度と比較して劇的に弾力性が改善されているような自治体はありません。

○人口1人当たり 人件費・物件費等 決算額

人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計

◎将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(注4)に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

◎ラス・パイレース指数

国家公務員行政職俸給表(二)の適用者の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額(地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村(政令指定都市は除く)は350%、都道府県及び政令指定都市は400%とされています。2018年度において市町村で最大は174.4%から将来負担そのものが発生しない自治体が存在するなど、かなり幅広く数値がばらついていきます。新たに起債した場合や繰上償還を行った場合などで、ある程度年度間で変動が発生するものなので、長期的に変動を見極める必要があります。

◎実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規

模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%とされています。18%を超えると起債する場合、許可を得なければならなりません。2018年度においては、市町村で最小は3.7%、最大で15.6%であり、概ね良好な状況といえます。

○人口1人当たり 財政調整基金残高

本稿において独自に算出した数値です。財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、いわば自治体の貯金です。よく自治

体の広報誌の決算報告で住民1人当たりの借金の額が掲載されていることを見受けられます。このように財政関係の指標は借金や経常経費ばかりが注目されがちですが、近年、財務省は全国の自治体で積みあがっている通称財調といわれるこの基金を問題視しています。各自治体の年度末残高をその年度内の元旦現在の人口で除し、人口1人当たりの金額を算出しました。2018年度末で最多が204,604円、最小が3,319円となっており、自治体によってかなりばらつきがあることがわかりました。あまり表に出ることがない金額ですが、その財政当局の考え方ひとつで差が出てくるので、県内での多様さが浮き彫りとなりました。

○人口千人当たり 職員数

県は警察や学校、各種研究

参加者・レポート募集中

第38回地方自治研究全国集会

2020
10/10(土)
~12月



「創ろう、市民自治のゆたかな社会」をメインテーマ、「模索する持続可能な公共空間」をサブテーマとして、「第38回地方自治研究全国集会」（青森自治研）が青森市で開催されます。

全国集会では、現在、参加者を募集するとともに、分科会での議論を深めるため、自治体行政や地域政策に関する実践活動のレポートや研究論文を募集しています。

日時

2020年10月10日(土) 14:00~12日(月) 12:00

会場

- | | |
|------|---|
| 第1日目 | 10月10日(土) 14:00~18:15 全体集会 リンクステーションホール青森 <基調提起、記念講演「今後めざすべき自治のかたち」、パネルディスカッション> |
| 第2日目 | 10月11日(日) 9:00~16:00 各分科会 青森市内の3会場、市外の2会場 |
| 第3日目 | 10月12日(月) 9:00~12:00 全体集会 リンクステーションホール青森 <特別記念講演「SDGsと今後の自治体」> |

☆青森自治研レポート募集中☆

青森自治研では、議論を深めるため、自治体行政や地域政策に関する実践活動のレポートや研究論文を、自治労組合員をはじめとして地域公共サービス関係者や市民、地域の研究者など幅広く募集しています。寄せられたレポート・論文は第15回地方自治研究賞の審査対象となります。

レポートは6,000字、図表資料等を含めて1万字以内、論文は8,000字、図表資料等を含めて1万字以内でお願いします。提出期限は、第1次締切が7月17日(金)、最終締切は8月5日(水)です。所属の組合・自治労県本部を経由して応募してください。

参加お申込み・お問い合わせは所属の組合または自治研センターまで。

額に国の職員数を乗じて得た
総和)を国の実俸給総額で除
して得る加重平均。
都市部の職員に厚く配分さ
れている地域手当が考慮され
ていないなど比較の指標とする
には問題の多い指数です。県
内で100を超えているのは富
山市のみです。

注1：基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入 × 75 / 100 + 地方揮発油譲与税等

注2：基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用 × 測定単位 × 補正係数
(測定単位1当たり費用) (人口・面積等) (寒冷補正等)

注3：経常一般財源

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されない収入。具体的には、地方税(都市計画税等を除く)、地方譲与税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金、普通交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入等のうち用途の特定されないものを指す。

注4：標準財政規模を基準とした額

標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる)から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。